

第 6 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年10月30日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	鶯沢町振興センター			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年10月30日(木)午後2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年10月30日(木)午後4時48分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	中 鉢 泰 一
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	茂 泉 文 男
	"	佐々木 幸一	"	長谷川 厚子
	委 員	大 関 健 一	"	三 浦 徹 也
	"	中 嶋 次 男	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	高 橋 伸 幸
	"	山 田 悦 郎	"	佐 藤 多 恵 子
	"	葛 岡 重 利	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 小 弥 太	"	海老田 慶子
	"	鹿 野 清 一	"	白 鳥 文 雄
	"	鈴 木 守	"	山 村 喜 久 夫
	"	石 川 正 運	"	佐々木 昭雄
	"	高 橋 義 雄	"	津 藤 國 男
	"	千 葉 久	"	須 藤 茂
	"	千 葉 伍 郎	"	伊 藤 竹 志
	"	太 斎 俊 夫	"	後 藤 和 廣
	"	佐 藤 幸 生	"	飯 田 明
	"	石 川 憲 昭	"	白 鳥 一 彦
	"	佐 藤 重 美	"	中 條 彦 登
	"	佐々木 幸男	"	佐 藤 利 郎
	"	大 内 朗	"	藤 橋 俊 五
	"	菅 原 登		
	"	小 岩 誠 二		
"	高 橋 光 治			
"	菅 原 佑			
"	遠 藤 實			

欠席者	委員	佐藤千昭	委員	千葉和恵
	"	佐藤平義	"	鈴木国雄
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第1班長	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	調整第2班長	小野寺桂一
	事務局長	鈴木正志	総務第1班員	武田利喜夫
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第1班員	千田達
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(調整担当)	千葉浩文	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(調整担当)	濁沼栄一	計画第2班員	菅原攻
	総務第1班長	千葉雅樹	計画第2班員	千葉恒男
	計画第1班長	高橋正淑	調整第1班員	千葉和義
	計画第2班長	菅原昭憲	調整第2班員	高橋良通
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	高橋義雄	委員	千葉伍郎
傍聴	一般 28名 報道 3社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議案事項
 - 議案第 3号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について
- 5 協議事項
 - 協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第17号 消防団の取扱いについて
 - 協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて
 - 協議第19号 消防防災関係事業について
 - 協議第20号 建設関係事業について
 - 協議第21号 新市建設計画(第1章 序論 第2章 新市の概況)について
- 6 提案事項
 - 協議第22号 上水道事業について
 - 協議第23号 下水道事業について
- 7 その他
- 8 閉 会

○鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付してございます資料につきましては、次第、それから協議第22号、協議第23号、そして名称募集の中間報告書を配付してございます。本日使用いたします資料は、事前に配付してございます議案第3号協議会の補正予算に関するもの、それから前回提案してございます協議第16号から協議第21号までの資料を使用いたします。

それから、傍聴の皆様方も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきたいというふうに思います。

1. 開 会 午後2時00分

○鈴木事務局長 それでは、定刻でございます。

ただ今から、第6回栗原地域合併協議会を開催いたします。

2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、菅原会長よりご挨拶をいただきます。

○菅原会長 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

きょうは、第6回の栗原地域合併協議会を鶯沢町振興センターを会場にいたしまして開会をすることができました。鶯沢町ご当局の方々に大変いろいろな配慮についてご高配を賜りましたことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、栗原地域合併協議会、7月1日に設置をいたしまして、早いもので4カ月が経過をしようとしたしておる訳でございます。その4カ月間の間に、本日の会議数をまじえて第6回目の栗原地域の合併協議会を開会するというに相なった訳でございます。

ご存じのとおり、合併協議会で今いろいろと検討・審議いたしております内容は、48項目にわたってのいわゆる協定項目の内容をいろいろと今審議、検討いたしておる訳でございますが、本日の第6回目で協議第21号まで協議をするという予定になっておる訳でございますが、4カ月間で約半分の協定項目がきょうでもって協議が終わるということになる訳でございます。何せ、これからいろいろなことで数多くの難しい問題がたくさん出てくる訳でございますので、予定どおり11月頃まで、この協定項目について協議をやっていききたいというふうな予定でございますけれども、いろいろと事情等がある訳でございますが、ひとつ委員の皆様方にもご協力を賜りまして、予定どおりこれらが協議できますように進めていきたいというふうに思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げる次第でございます。

なお、来月は11月11日～12日の合併先進地視察、いわゆる香川県さぬき市に参りまして視察をする方々もあります。なおまた今度はすぐ翌日でございますが13日、第7回目の合併協議会、これは花山村でもって開催をするという予定になっておりますし、27日には第8回の合併協議会、これは一迫町で開会をするという予定になっておる訳でございますが、来月は大変合併協議会の中でも先進地視察あり、なおかつ2回の協議会を開会するというので、11月は大変多忙な月になるのかなというふうに思います。ひとつそういう点についてもよろしくお願いを申し上げながら、本日の協議会に入っ

てまいりたいと思います。よろしくひとつお願いを申し上げまして、開会に当たっての会長からの挨拶というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木事務局長　それでは、これより協議に入りますけれども、本日欠席の届け出が4人の委員さんからございます。

委員52名中48名の出席、そして2名の方々が遅れるという連絡がございます。定足数に達しておりますので、協議会を開催いたします。

なお、前回配付、本日協議に入る訳なのですが、協議第17号の消防団の取扱いの資料において、花山村の消防団の報酬について、団員報酬なしという表記がございます。その辺を確認していただきたいということで申し出がありました。確認の結果、表記ミスでございます。花山村の消防団の団員報酬1万8,000円というふうになりますので、その辺ご訂正方お願いをいたしたいと思います。

それでは、協議会規約におきまして、会議の議長については協議会の会長となると定められております。以後の議事進行につきましては、菅原会長にお願いしたいと思います。

○議長　それでは早速でございますが、第6回合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程等については、ご配付の次第のとおりになっておりますので、それに従いながら進めてまいりますので、よろしくひとつお願いを申し上げてまいりたいと思います。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして議長の方から、会長の方から指名することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長　それでは、異議がないと認めます。それでは私の方から指名をいたします。

それでは、若柳町の高橋義雄委員、それから栗駒町の千葉伍郎委員の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、第5回の際にいろいろとご説明をしておりました協議案件、協議次第にもありますように、きょうは協議第16号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてから、協議第21号新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）についてまでの6案件について協議をまいりますので、よろしくお願いいたします。

4. 議案

○議長　それでは4番目、議案に入ります。

議案第3号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算（第1号）

○議長　議案第3号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算（第1号）についてを議題にいたします。

このことについては、既に委員の皆様方に事前に資料を配付いたしておるということでございますの

で、資料をお持ちでございますか。（「はい」の声）よろしゅうございますね。

それでは、議題に供しまして早速内容の説明を事務局の方からいたします。

○阿部事務局次長　それではご説明させていただきます。

議案第3号

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算（第1号）について

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,580千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の例により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

平成15年10月30日提出

栗原地域合併協議会会長　菅原郁夫

今回の補正予算の概要につきまして、歳入につきましては合併推進協議会、そちらの決算剰余金を繰り入れするものでございます。

また、歳出につきましては、会議費におきまして先進地視察により旅費に不足を、それから小委員会の会議録等々の委託業務が発生いたしまして、その不足が生じたことから事業費の委託料の請負差額をもって調整をするものでございます。

また、例規の作成業務委託が2カ年間にわたりますことから、債務負担行為について定めるものでございます。

なお、合併推進協議会の決算剰余金の繰り入れにつきましては、この法定協議会の第1回目の協議会のときに予算上は1,500千円の諸収入としておりましたけれども、1,580千円程度見込まれると既にご説明はさせていただいておったところでございます。最終的には1,580,508円となりましたので、80千円を繰り入れするものでございます。

それでは、4ページ目の事項別明細書の方でご説明させていただきます。

2歳入、4款諸収入1項諸収入1目諸収入、既定額に80千円を追加し、1,580千円となるもので、合併推進協議会の決算剰余金でございます。

3歳出、1款運営費1項会議費1目会議費、既定額に3,286千円を追加しまして、11,146千円となるものです。これは、9節の旅費で2,881千円の追加、13節の委託料で405千円の追加、以下説明書のとおりでございます。

2款事業費1項事業費1目事業費、こちらは既定額から3,286千円を減額し、26,405千円となるものです。委託料におきましての請負差額の調整でございます。内訳といたしましては、新市建設計画の策定委託でありますとか、例規整備の委託の請負差額でございます。

3款予備費1項予備費1目予備費、既定額に80千円を追加し、580千円となるものでございま

す。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。

例規統合整備支援業務につきまして、期間平成15年度から平成16年度まで、限度額2千円。これは契約金額が消費税込みで1,050円となりましたものでございます。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。ご質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○議長 なしの声がございます。それでは質疑を打ち切ります。

直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、ただ今議題に供しております議案第3号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)については、原案どおり可決することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 全員異議なしと認めます。それでは、議案第3号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)については、原案どおり可決することに決定をしました。

5. 協議事項

○議長 それでは、これから協議議題に入ります。

協議する資料については、前回の第5回の際に皆さんのお手元に配付いたしております。その資料に従いながら進めてまいります。

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

○議長 それでは、まずもって協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを協議議題といたします。

説明は前回の第5回の際に事務局の方から大体ご説明しておりました。この点について、ご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 何点かについて確認、質問をいたします。

まず、第1点は2号委員の取扱いになります。

平成17年3月14日に各町村の委員の任期が切れる訳ですが、その他の選出の農業委員については17年7月19日まで延ばすと、こういうふうになっています。そうなりますと、この12条2号委員の選出の仕方というものをどのように、新市になった場合に旧町村単位に何カ月間かなる訳ですが、出すのか、あるいはあくまでも新市の市議会議員になった中から一定の割合で出すということになるのかですね。この辺がちょっと分かりかねますので、お聞かせをいただきたい。

それからもう1点は、この一覧表を見ますと8町村が、一迫町を除きますと9町村が平成17年7月19日以降の任期になっておりますから問題はない訳ですけども、一迫町は16年3月31日が改選

期であります。これは逆に、農業委員会の合併に関する特例の第8条の1項、一迫町の農業委員だけ1年間特例措置をして足並みをそろえるということができないものかどうか。あるいは、あくまでも16年3月31日を期限として、一迫町の場合は農業委員の選挙を実施しなければならないのかどうかですね。

それからもう一つは、3点目は、この間も説明はありましたが、農業委員会委員だけが17年3月14日を、本来であればこの日をもって解散をし、50日以内に選挙するということになれば一番私は分かりやすいと思うんですが、どうしてもそこへいかざるを得ないという説明が納得できかねるんですが、前回の説明とあわせてもう少し説明をしていただきたい。この3点についてであります。

○議長　それでは、3点について事務局から質問の順に従って説明をして下さい。

○千葉事務局次長　それでは、まず1点目の2号委員の関係でございますけれども、調整案の中で、法34条の第1項の規定を適用するという調整案につきましては、2号委員も引き続き17年7月19日まで任期が継続するというところでございます。それで、議会選出の2号委員につきましても、議会が選出する学識委員ということでございますので、そのまま7月19日まで任期が継続するという意味の調整案でございます。

それから2点目、一迫町と資料の方では金成町も7月19日の任期ではございません。それで、調整案の中の7月19日まで在任するとしたものにつきましては、10町村とも合併時には設置するというところで、このときに同一の任期を設定すると。その任期は、8町村が任期満了になる7月19日と、その時点で、その任期でもって設置するという意味でございます。それによりまして、7月19日の場合には一般選挙の取扱いでございまして、空白期間ができないという意味でこの調整案になっております。

それから3点目の、なぜ在任させなければいけないのかということにつきましては、前日も若干お話ししたんでございますけれども、直接住民からの許認可の申請、これが発生するわけでございまして、その許認可事務の申請あるいは認定につきまして空白期間が出た場合、住民の方にもご迷惑がかかるのではないかとということで、そういった意味でこの調整案になってございます。

以上でございます。

○議長　はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　まず2号委員の取扱いですが、17年3月14日には10カ町村の議員の任期が切れる訳ですよ。その方々が、7月19日まで議会選出だということで在任でいいんですというような今答弁だと思うんですが、これはちょっとまた法律の根拠からいいますと、これもまた薄れる訳ですよ。具体的に申し上げますか。細かいことはいいかな。いずれにしても、3月14日は任期が切れて、議員という身分の者はいないんですよ。そのなった人だけが、例えば栗駒町の場合は来年の2月が改選期になります。したがって、1年1カ月の任期で議員の任期が切れる訳です。この方が、栗駒町の議会の議員の例をとって言わせてもらえば、これを過ぎて7月まで公的に在任できるという根拠は何を示しているのかですね。私はこれは当たらないと思いますよ。

それからもう一つは、一迫町の場合ですが、何か今金成町のお話をされましたが、金成町は18年3月31日ではないですか。18年3月31日であれば、17年7月19日は繰り上げですから何の問題も発生しない訳ですよ。ですから、それでは答弁にならないです。ですから私は逆に、一迫町を除け

ば足並みがそろっているんです。そうすると、この場合はこの農業委員会の特例法に基づいて、1年間延長できるというやつを一迫町の農業委員だけに法的には適用できないんですか。私はできるような気がするんですが、できないんですかという聞き方をしているんです。もともと私は、先ほど言いましたように7月19日まで任期がある訳ではないと思うのですが、逆に在任できるという議論になりますと、議員の定数任期なども出てくる訳です。3月14日以降で50日以内に選挙をすると、こういうことになっていますね、一般の議員の選挙の場合。そうしますと、議員ができるまでの間の予算、それからさまざまな問題をどこで解決するのかという、これもまた疑問なんですよ、正直なところ。そういうことを考えますと、農業委員だけお客さんがおりますからというような意味で7月19日にそろえるというのは、これは変な話なのではないかと。大事業ですから、17年3月14日を期して、そして対応していくのが私は原則だと思っています。どうもやっぱりその辺が分かりづらいものですから、農業委員会の取扱いは、後で選挙、委員定数の問題については、議員の定数とは違いまして附属機関でいっているものですから、私。この間も議論いたしました、附属機関等は町議会とも違いまして、専門部会とも違う、そういう形できょうは示されると思うんですが、きょう出されたような意見だと現実問題として処理していただかないと、私はその整合性がないのではないかとこのように思っておりますので、一迫町の問題と今言った2号委員の各町村の3月14日以降の取扱いというのは、議員でなくても議会から選出されたというんですけれども3月14日ではもう既に議員の資格を失う訳ですよ。その方が3カ月といえども、あるいは4カ月といえども在任できるんだという根拠はどこにあるんですかということを知っているんです。

○議長 はい、事務局。

○濁沼事務局次長 それではお答えいたします。

まず初めに、議会選出の2号委員の関係になります。これは、前回の資料の3ページをちょっとお聞き願います。3ページは、農業委員会等に関する法律施行令の抜粋になります。これの第12条をご覧くださいと思います。今、議会の代表の選出となる2号委員ですが、これは第12条の2項にあります。これは、議会の代表ではなくて、当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に関する事項につき、学識経験を有する者5人以内ということになります。でありますから、各町村の議員の身分がなくなりましても、町村議会が推薦する学識経験を有する者ということで、根拠はこの第12条であります。

それからもう一つは、一迫町の農業委員の任期の関係であります。

これは、17年7月19日までに10町村の農業委員をそのまま存続するということでもあります。そうしますと、一迫町については16年3月31日に任期が切れますが、当然一迫町については農業委員の改選の選挙をしていただくということになります。（「もう一回」の声）

○議長 はい、もう一回。

○千葉伍郎委員 私は7月19日を固定して物を言っているのではないんです。3月14日という時期があるでしょうと。この改選期をすれば、一迫町の場合は3月31日ですから1年間の農業委員会の特例法に基づいて、この町村の農業委員だけはできるのではないですか。だとするならば、7月19日にこだわる必要がなく、足並みがそろった段階で3月14日を契機にいたしまして、改選を行うべきではないのかという論理の上に立って説明を求めているんです。

○濁沼事務局次長　まだちょっと誤解をなされているかと思いますが、一迫町の農業委員の任期は、16年3月31日。合併というのは17年3月14日でありますから、来年の3月31日で一迫町の農業委員会の委員さんについては任期が切れる。ですから来年改選を行うということになります。

○議長　はい、もう一回。

○千葉伍郎委員　それはとっくに分かっているんです。この農業委員会の任期の特例は1年を限度にするということで8条1項に書かれているんです。ですから、一迫町の16年3月31日に切れるやつを1年間、8条1項の規定に基づいて任期を延ばせる特例の措置を講ずれば、改選は必要ないのではないですかと。

○議長　それはできないんだって。

○千葉伍郎委員　ちょっと待って下さい。

○議長　はい休憩。休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時23分 再開

○議長　それでは、休憩中の会議を再開します。事務局から再度説明させます。

○濁沼事務局次長　今の市町村の合併の特例に関する法律の第8条の第1項の部分であります。これは合併後ですね、合併後1年を越えない範囲ということになります。でありますから、17年3月14日以降1年以内ということになります。今のお話ですと、一迫町は16年3月31日、これは合併後ではなくて合併前ということで、この特例は対象になりません。（「もう一回」の声）

○議長　はい、もう一回。

○千葉伍郎委員　最初からこのように話してもらいたいんですよ。今までの答弁を見て下さい。そういう答弁はないですからね。いいですか。

それからもう1点。住民の要望が、その空白を残す訳にはいかないんだという言い方でございますが、全国でやっている合併が全てそういう解釈に立ちますか、そうすると。私はそうではないのではないかなと思うんですが、これは実例を持っておりませんから分かりませんが、全ての、そうだったら農業委員会の委員の任期の扱いについては本当はそうだとすれば、全国的な共通の考えとして当然何らかの行政指導指針がなければならぬのではないですか。これは全くそういうのではないんですか。聞かせて下さい。

○議長　今のことについて、いいですか。答弁できますか。

○千葉事務局次長　今の話は先進地ということ、全国的な先進事例ということになるかと思いますが、必ずしも全てが設置選挙を行っていないという訳ではございません。中にはございます。（「それならできるのではないの」の声）

○議長　ただ今意見がありました。そのほかにご意見ございませんか。はい、高橋委員。

○高橋義雄委員　この任期の関係でありますけれども、7月19日までに特例をとという話であります。今の議論でありますけれども、これは議会の議員と違いまして、農業委員会におきましては農業者からの転用願、それから転用許可、売買、そういったようなものが毎月のように、これは農業委員会に申請される訳でありますから、当然それらを審議して許可を出さなくてはならない。仕事がある訳です。ですから今のような話になりますと、設置選挙をするということになりますと、合併して3

月14日ですからおおむねこの町村でも20日前後に農業委員会を開催します。それから3月、4月、5月、6月、7月、これまでの間は許認可が出せないと、こういったようなことになるのではないかと。私は法的なことは余り詳しくないが、そのように感じておりますので、これは当然在任特例を使った7月19日ですか、これまでの在任期間というのは必要であろうと、このように思います。ですから、このことについてはこれでいいと思います。以上です。

○議長 そのほかご意見がなければ、この取扱いについては……はい、高橋委員。

○高橋光治委員 考え方は同じなのですが、私は農業委員のこの任期、定数の関係は基本というのは選挙ではないかというふうに思うんですが、その基本はどちらなのか。在任をすることが基本なのか、それから設置選挙をすることが基本なのか、この点が何か不明確で、なくなっているような気がするんですが、どれが原則なのかだけきちっと答弁をお願いします。

○議長 はい、いいですか。

○千葉事務局次長 新設合併ということからしますと、設置選挙が原則だと思います。あくまで特例という扱いでございます。

○議長 ほかにございますか。協議第16号……、はい、どうぞ。遠藤委員。

○遠藤 實委員 前回の協議会で説明のあったただ今の件の最後の文章の、「これについては附属機関に付託し、協議会で決定する」とある訳ですけれども、附属機関そのものの内訳は決まったんですか。もしそうであれば、この機関に今後農業委員会関係は付託しますよということを少しはっきり申し述べていただきたいと思います。

○議長 それでは、附属機関の内容について事務局の方から答弁して下さい。

○千葉事務局次長 附属機関の内容につきましては、協議会規約の第12条で定められております機関でございます。対しまして、小委員会の方は第1条で定められております。小委員会の方は協議会委員をもって組織するというところでございまして、こちらの附機関につきましては、協議会委員以外の方が入った場合に附属機関となるというものでございます。それで、前回会長の方からも申し上げましたとおり、関係町村の農業委員会の会長さん5名、それから協議会の学識経験委員さん10名ということで考えてございます。（「まだ作っていないんですか」の声）

○議長 作っていません。はい、どうぞ。

○佐藤幸生委員 高清水町の佐藤でございます。

ただ今、附属機関についてご質疑があった訳でございますが、各町村農業委員会の会長5名ということのようでございますが、先ほどからいろいろご質疑があったように、非常に専門性の高い職務の農業委員さん方でございます。そして、会長という立場で今後この附属機関を設置されまして、選挙区の定数というような重要な項目について協議をしていくことを考えますと、5名について各町村の会長さん方の合意のもとに5名を選出するということに変えられたのか、あるいは会長が兼任することならよろしいかと思うんですが、でき得ればやはり町村、農業委員会の会長を1人ずつ10名ということの方が妥当だし、そしてまた付託をされました審議の質疑の中でも一番現実的な理論と広域行政の上からも大切な事と考えております。この5名を変えることはできないのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長 それでは、事務局から答弁させます。

○濁沼事務局次長　これは、私ども事務局から何人が望ましいと言う部分ではないと思っています。
その構成の人数については、ここの皆さんの意見の中で人数を決められるべきだろうと思います。

○議長　会長から一言申し上げますが、農業委員の最初の5名というのは、そこの農業委員の会長さんがおいでになるので分かると思いますが、栗原郡内で何か農業委員会の委員、会長さん方の中で委員といいますか、役員というんでしょうかね、その方々が5名おるんだそうです。そういうことで、その方々でいいのかなというふうな感じを持ちまして、事務局と会長として5名かなというふうな案をこの間申し上げたところでございます。まだこれは農業委員会の会長さん、協議会といいますか、会長さん方の、その方々とは話し合いをいたしておりませんが、いずれこのような5名と10名の委員でもって附属機関を設けるとすれば、こちらの方から申し入れをいたしまして、5名の委員の方を選出していただくというような方向で進めていきたいなと思っている次第でございます。

はい、津藤さん。

○津藤國男委員　瀬峰町の津藤です。

1点だけお尋ねしたいと思います。

合併将来構想の中で、農業委員の人件費の節減額、新市になった場合の報酬年額が示されておりますが、現在の10カ町村の中で、会長の報酬が若柳町だけほぼ倍額になっているんですが、この辺の内容をちょっとお知らせをいただきたいと思います。瀬峰町だけについては、80人とした場合と40人とした場合がありますけれども、この従来の方針がこれだけ違うというのは何かあるのか、その辺お尋ねをしたいと思います。

○議長　若柳町の会長の報酬のことですか。（「そうです」の声あり）

これは、私も大分長いこと役場におりますので分かる経過を申し上げますと、当時常勤の会長というのがおったんですよ、常勤。そういうことで、やはり報酬が高かったということ。その後は常勤ではなくなりましたが、いずれその時に条例の改正をいたしまして減額しておけばよかったです、結局は減額ができなかったということ。そしてそれでも他の委員の方々の報酬の引き上げがあったんですが、ずっと据え置き据え置きできております。そういうことで、現在もこのような額になっているという現実の姿でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長　よろしゅうございますか。（「はい」の声）

この附属機関のことについて、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

それでは、協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり協議決定することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。それでは協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、協議のとおり決定をしてみたいです。

協議第17号 消防団の取扱いについて

○議長　続いて、協議第17号 消防団の取扱いについてを協議議題にいたします。

これも第5回目の委員会でもって説明をいたしておりますので、ご質疑等ございましたらお願いした

と思います。はい、どうぞ。佐藤委員。

○佐藤利郎委員 花山村の佐藤でございます。

この間ちょっとお話ししたんですが、事務局の方から1万8,000円という回答がありまして、役場の方へ問い合わせたということで訂正があったんですが、その下の方に自動車の機関員なんですが、6万8,000円とありますね。その下の小型機関員、ここもたしか同額だったと思いますけれども、確認の方をお願いしたいと思います。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 この金額については、事務局の方から各町村の消防担当の方に、団長から団員までの報酬の金額なりの調査をしていただくようお願いをして報告になった金額になります。先ほども消防団員の1万8,000円につきましても、前に花山村さんについては報酬なしというようなご報告をいただきまして、委員さんからそれを聞かれましたので、再度確認した結果1万8,000円という数字が出てまいりました。それ以外の項目についても、多分今のお話ですとそういう内容であれば担当者がその数字の捉え方の間違いがあったのかなということで、この数字については各町村の消防担当の方から報告された数字ということで、もし金額があるとすれば後でまた確認して報告したいというふうに思います。

○議長 佐藤委員、よろしゅうございますか。

○佐藤利郎委員 今これを言わなくても後でこそっと言えばいいようなものですがけれども、結局私が直接言ってもうまくないですから、一応確認をお願いしたいということだけですから、よろしく願います。

○議長 それでは、確認をさせます。（「はい」の声）ありがとうございました。

花山村の消防団の報酬については再度確認をいたしまして、後刻なりまたは後日なりにこの件についてご報告をさせます。

これら以外について、何かご質問等ございませんですか。よろしゅうございますか。若柳町の高橋委員。

○高橋義雄委員 消防団の関係町村の団員については新市に引き継ぐものということで、次にその「消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する」という、3頁に組織図がある訳ですが、この組織図を見ますと、新市の消防団というのがあって、各地区の各旧町村の団長が副団長兼地区団長という形、全員がこのようになっているんでありますけれども、この組織図についてどうのこうのという訳ではありませんが、これはどこか先進例があってこのような形をとったのかどうか、伺います。

○議長 分かりますか、事務局。

○濁沼事務局次長 これは、前回提案するときにご説明しました。この消防団の組織図については、あくまで参考内容としてご覧いただきたいというふうをお願いしております。これは、現在考えられます新市の仮の編成図であります。これは今お話がありましたように、既存旧町村の消防団の地区団と組織替えをいたしまして、その組織の下に分団及び各班も含め、組織そのものを新市の消防団に組織移行するという考え方でありまして、この考え方につきましては、幾つかの先進地の事例等を参考にこの仮の図を示しております。これは、この編成でいくというのではなくて、こういう方法で

新市に組織替えをしていきたいという一つの考え方であります。

○議長 はい。

○高橋義雄委員 そうしますと、これはいわゆるこの組織図が一つのたたき台として、合併時までに合併後ですか、合併時のような形になるかどうかを含めて、それまでに検討していくと、こういうことになりますか。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 そのとおりであります。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、どうぞ。瀬峰町。

○佐々木幸男委員 瀬峰町の佐々木でございます。

今、若柳町の高橋委員さんの方から話が出たんでありますが、この②の「消防団については、組織等の調整も含め」というふうなことで、何か奥歯に物が挟まったような表現なんでありますが、この組織図については分かりましたが、質問であります、将来的に合併することによって、消防団の地区の統廃合を含めて考えていくのかどうか。それらのことをはっきりしたものを書いて協議会の中で説明なされた方が私はいいのかなというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長 はい。

○濁沼事務局次長 お答えいたします。

一つは消防組織は、災害時の時にいかに早く対応するかという部分であります。これは組織そのものについては統廃合等は当面は考えないということにしております。これは、当然統廃合等をしますといういろいろな部分でその隅々の緊急的な対応が出ていかないということになります。そのために、先ほど言いましたように分団、それから班体制等を、これは既存のままに組織として残しながら、新市になっても緊急時の対応が遅れるということを避けるということで、統廃合等については考えておりません。

ただ、もう一つは広域消防との関係が出てくるかと思えます。これも総務部会でいろいろ議論されました。今の消防事務につきましては、各町村の総務課なり、そういう担当部課の方で事務を所掌しておりますが、これを広域消防組合にという協議をしております。やはり新市においていろいろな事例を見ますと、消防事務そのものは広域消防の体制の中に所掌事務を入れていくのが一番緊急時に対応しやすいだろうということで、新市においては町村で持っております消防事務は広域消防の方にゆだねていくを含めて、今協議中であります。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、どうぞ。石川さん。

○石川正運委員 築館町の石川でございます。

報酬手当、あるいは費用弁償等についてお伺いします。

今、例えば郡内10カ町村の中で、団長の報酬の中でも一番高いところと低いところでは2万5,000円ぐらいの差がありますけれども、こういうのはどういう形の中で調整をしていくのか。この10カ町村のどこをとって平均値にするのか、あるいは新市に沿った市の消防としての考え方の報酬等々を考えるのか、その辺を聞きたいと思えます。

○議長 事務局、答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 今の報酬の関係であります、これは②番の「消防団については、組織等の調整も含め」という部分の「組織等」の「等」の中に入れて、当然10カ町村の消防団員の報酬等が格差

がありますから、この部分も含めて合併時までその調整をするということでもあります。（「考え方」の声）これは、これから協議を並行して進めていくこととなりますから、今のこの高い方に金額の統一の仕方はちょっと無理かなというふうに思います。

○議長 はい、石川委員。

○石川正運委員 いわゆる合併時に組織等の調整等を含め合併時に統合する、こういう統合する統合とかね、調整をしていくんですよというようなことで、今協議会の中では決定をしている訳ですよ。今全然考えはないということなんです、どういう形の中で統合しようとしているのか分からないので、統合する、これは提案として議論して決定をして下さいと言われても、なかなか先が見えないような形の中で行われるのかなと、こう思いますので、その辺、いつどういふような形で統合して、それをまたさらにこの協議会の中で示されるのかどうか、その辺を聞きたいと思います。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 合併において協定項目の協議の部分に入ってくると思いますが、ここでいろいろ協議をされている部分につきましては、一つの調整の方針なり方向づけだろうというふうに思います。それで、今お話がありました具体的な消防団員の金額等々については、これは各町村の総務課も含めた中で、これは事務的に進めていくという部分があるかと思えます。これは、先ほど言いましたように、消防団組織そのものは強化こそすれ弱体化はさせない。なぜならばそれは先ほど言いましたように、緊急時に速やかに対応すると、そういう組織だけは絶対に確保していくという考えであります。具体的な報酬等の金額については、これは分科会、部会も含めて継続的に合併時まで協議が継続されていきます。その中で調整された内容については、協議会の皆さん方に出せる段階ではお示していくということになるかと思えます。

○議長 石川委員、よろしゅうございますか。（「はい」の声）

協議第17号 消防団の取扱いについては、以上の協議の内容のとおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは異議がないと認めます。それでは、協議第17号 消防団の取扱いについては、協議どおり決定してまいります。

協議第18号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて

○議長 続いて、協議第18号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについてを協議議題にいたします。

このことについても説明を前回の委員会でいたしました。内容等についてご質疑等ございますでしょうか。はい、どうぞ。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 高清水町の佐藤でございます。

基本的にはこの素案でよろしいかと思えますが、しかしながらこの学校教育に関しましては、教育委員会で検討して、専門的な観点から学校教育のあり方、あるいはこの通学区域、そういった一般教育についての専門的な議論を出しておる訳でございますが、そうした場合に、この合併後新市において検討を行うということのようでございますが、この件について当然検討はよろしいんですが、専門的な意見を聞くという形でこの案を提案されたのかということでございます。というのは、各町村の教育委員会

の意見を拝聴して、教育委員会で起案されて提案されたのかどうかということについて確認をいたしたいと思います。

○議長 そのことについて、事務局答弁。

○濁沼事務局次長 お答えいたします。

当然この提案内容については、各町村の教育委員会の担当課内それぞれの事務担当より、それから課長等々で構成する専門部会の会議、それから段階的には幹事会はもちろん、町村長会議ということになります。これは、調査概要等を見ますと当面は学区につきましては現行どおりになります。ただ、これを前回の提案の中でもお話しはさせていただきました。複式学級を持っている学級、それから小規模で児童数が15人を切っている学級もあります。これはそういうものも含めて、やはり将来的に教育としてどういう体制が一番望ましいのか、その問題は新市において時間をかけて検討する必要があるだろう部分が、この「新市において検討する」という内容であります。

○議長 以上の答弁ですが、いかがですか。よろしゅうございますか。佐藤委員、いいですか。

(「はい」の声) はい、では武田委員。

○武田正道委員 高清水町の武田です。

合併論議を盛んに町内の住民団体などで行っていた際に、やはりこの学校の統廃合というのは大変話題にも上りましたし、お子さんをお持ちのお父さん、お母さんも大分心配されておりました。そのほかでも、将来的にはやはり考えられることでしょうけれども、早急にすぐ統廃合が行われることはないであろうという、これは約束という訳ではないんですけども、そういう説明もあったように思います。それで、協定書であえて「児童生徒数の動向を踏まえ、新市によって検討を行うものとする」と、の部分ですね、あえて明文化するということは、読んだ方にこれが早速行われるという印象を与えるのではないかという危惧があります。「新市の通学区域については現行のとおりとする」のみではいけないか。当然新市においてもこのことは検討されることは当然でありますから、ここでわざわざ明文化するというのは、繰り返しますけれども読まれた方に早急にこれが行われることなのかなという印象を与えてしまうような気がするんですが。以上です。

○議長 ただ今一つの提案が武田委員から出ました。このことについて、何か皆さんご意見等ございませんですか。はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 この文章的にはこれが最良の、何というんですか、表現の仕方だろうとは思いますが、現実問題としてはやっぱり少子化なんですよ、間違いなく。でないと、新市においてこれを検討しますよと、新市の議会で直ちにこれが議論されますか。各町村、今までもそれぞれの各町の小学校、分校廃止には絶対反対と。ところが反対した結果、複式学級に陥ると。だから私はかえって逆に、ここにおいて少なくとも、これを読めばいいですよ、分かりますよ、やはり大まかな、例えば小学校は何人ぐらいを規模にやるのがいいのか、そういうものをもし持てる案としてこれぐらいのやつで学校配置をしましょうと。それ以外は遠距離通学する生徒に対しては当然スクールバスを提供するとか、やっぱり責任持って行政が対応しますよという、そのぐらいのやはり合併協議会で将来に向けた夢を引き継ぐのがこの協議会ではないだろうかという考え方ですが、いかがでしょうか。

○議長 (「はい」の声) ちょっとお待ち下さいね。今、通学区域についての問題が出されております。このことについて事務局、この原案ができるまで何かございませんですか。答弁して下さい。

○濁沼事務局次長　今、スクールバスというお話が出ました。この問題については、学校教育の部分で後日また協議会、別議題として提案をいたします。ただ、この内容からいってすぐに、早い時期に学区の見直しなり、そういうものが発生するのか、場合によっては小中学校の統廃合の問題も出てくるのかという話ではありますが、これはすぐに発生するものではありません。ただ、前にもだれかにお話ししました。非常に生徒数や児童数が減少する中、出生率が低下し、現に3校8学級において複式学級が存在しております。こういう問題を考えますと、将来的には通学区域の見直し変更、教育施設としての再配置等が必要になってくるであろうという一つの問題があります。

それから統廃合の関係ですが、これは何よりも地域住民のコンセンサスを得なければならない問題であります。これは新市において十分に時間をかけて協議していかなければいけない問題であるということで、これは新市において検討を行うという部分が、そういう意味も込めてあります。

○議長　武田委員さん、これはすぐにやれるものではないということですが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）それでは、まず意見を頂戴しましょう。鶯沢町。

○伊藤竹志委員　鶯沢町の伊藤です。

私も基本的に議案どおりでいいんですけども、ひとつここは学区区域の問題ですので、統廃合の問題を持ち出すべきではないと私は考えているんですが、統廃合はまた別の教育の問題で、先ほど事務局の説明があったように、そこで大いに議論することであって、ここでまた持ち出すとおかしな話になりますので、ここは学区だけで議論を進めて、それでもし統廃合が必要であれば児童生徒数の動向等を踏まえて学区において検討するというふうな文字を加えればあとはすっきりするのではないかと思いますので、あくまでも学区ということで議論を進めてもいいのではというのが一つです。これで1点ですね。

2点目は、現行どおりにするとなっているんですが、小中学校は義務教育であって、やはりこれは子供たちにとって通学しやすいということはできるだけ行政でやらなければいけないことなんです。合併することによって通学しやすいという地域も中にはある訳ですね。例えば志波姫町、築館町のヨークベニマルの近辺ですとか、または栗駒町の文字地区ですね。鶯沢町に来た方が近いんですね、中学校の場合。そういった、やはりすぐできるような、通学が便利になるようなところはやはり合併時からやるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。（「賛成」の声）

○議長　今伊藤さんからの意見、これもそのとおりであろうと思います。ただ、それを今ここでまた議論するとなるとまた時間がかかる問題でございますので、また後日別な問題で幹事会等で議論をさせていきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）はい、高橋委員。

○高橋光治委員　金成町の高橋です。

この18号の通学区域の関係、当面現行はいいと思います。ただ伊藤委員のように、これは新市になって、答弁を聞きますとじっくりと時間をかけて検討すると、こういう答弁ですね。栗原地域が合併した場合には17年3月以降すぐに4月から通学する場合、金成町の近くを見ましても、学校が見える範囲の隣町の子供が、遠くにバスに乗って行く現状があるんです。現行でも、皆さん一つの学校があるところはそんなに関係ないでしょうが、金成町のように小学校で5つある場合には町内の中で学校を決めていても違うところから通学するということもあり得るんですね。そうしますと、新市になった場合には「いや、見えるところに通いたい」というのは生徒の本音でありますし親の本音でもあると思いま

す。全体的に見直すのはいいんですが、現行でも通学の区域、町の中であればそれが可能だというふうには私は思っているんですが、そういう理解の中でよろしいのでしょうか。

○議長 はい、そのことも含めて事務局から答弁をさせます。

○濁沼事務局次長 結論から言いますと、可能であります。ただ今、学校教育法施行令第8条の定めによっては「小中学校が2校以上ある市町村については教育委員会が相当と認める場合、保護者の申請により就学校を変更することができる」となっています。でありますから、通学区域の変更については、現状でもそれなりの理由があった場合には当然変更の手続も可能なものと考えます。（「了解」の声）

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声）

それでは、いろいろとご意見がありました。まずもって協議第18号は原案をもってここで決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長 それではひとつご理解下さい。

それでは、協議第18号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについては、原案の提案どおり決定することに決定してまいります。

暫時ここで休憩をいたします。

今、この時計で3時7分ばかり過ぎておりますが、15分まで休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時18分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

協議第19号 消防防災関係事業について

○議長 協議第19号 消防防災関係事業についてを協議議題に供します。

このことについても、前回の第5回の委員会の際に説明をいたしております。この内容についてご質疑等ございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 2点お聞きします。防災対策本部の取扱いについては、ここにも書いてありますように新市の移行までに調整するものとする。それから②の防災計画についてですね、災害対策基準、いわゆる行動マニュアルを新市の移行までに作成し云々と、こういうふうにあります。きょう、この協議19号を決定した後は、合併までの今言った具体的な問題はどのような形でお示しされ、この19号の決定とはどういう関係になるのか。このところをちょっと詳しくお聞かせ下さい。

それからもう一つは、先ほどの消防もそうですが、従来の広域消防の場合は管理者が代表司令官となって対応している訳ですが、合併をしますと消防についても、あるいは広域消防につきましても、消防団につきましても、司令官が1人ですね。これらについては、どういう組織図でどういう形でやるのかということで、特にこの災害対策本部等の関係でございますので、私はこれから直ちにきょう決定されても困るんですね、中身を見ないで。ですからこの辺は、きょう19号を仮に満場一致で決めた場合の、以後のさまざまな資料等の取扱いはどのように整合性をとって取扱おうとしているのか、この3点についてお聞かせ下さい。

○議長 事務局、答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 ①番の災害対策本部の関係であります。これは、10カ町村の基本的な町議会災害対策本部を設けています。今既存10カ所の対策本部がある訳ですけども、これを合併時までに調整をして、本部については1カ所に決定をすると。これは本庁舎の位置に関係してくるということだろうと思います。

それから二つ目の防災計画ですが、これは10カ町村等全てに防災計画を持っております。この防災計画を新市において一つの新市にふさわしい防災計画に調整するという部分が、新市において速やかに調整するという部分になります。

それから、広域消防との関係であります。これは、先ほどもちょっとお話ししたんですが、現在の広域消防本部では総合防災センターの建設の計画を持っておるようであります。現在の消防本部、耐震対応設計でないと、そういう建築でないとということから、何か本部の地震による亀裂が激しく、近年極めて高い発生率があるという宮城県沖地震の発生等も考えますと、それから消防本部の機能を確保することから、新たな防災センターとしての建設が計画をされるようであります。当然そうなりますと、この新たに計画されます防災センター、これは先ほど議案第17号でも申し上げましたが、消防団の事務につきましてはこのセンター内で執行するのが一番かなというふうに考えます。また、防災行政無線等については、これは各行政庁舎と、それからこれから建設されるであろう防災センター等を結ぶ新しいネットワーク等の構築が必要になってくるだろうということでもあります。ただ、具体的にその部分はどうのように協議をするのかということではありますが、これは先ほど言いましたように各町村の防災担当者の、担当課長を含めて具体的な協議を続けていくということで、今調整をしている段階であります。その内容については、集約がなった時点で皆さん方にその内容をお示しするということになるかと思えます。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 具体的な内容が見えないからなんですが、きょうで消防防災関連事業について協議第19号がこのような議論の中で決定をしましたと。ところが出されてきた内容が違うので、とてもそれではなんののではないかという異議が出されることだってあると思うんです。しかし、この問題というのは時間を費やし過ぎる訳にはいかないんですね。ここにも書いてありますように、やっぱり新市のあり方についてはもう確立をしていかなければならない問題。こういう状況を考えますと、今この時期にこの消防防災関係事業について可決をしてしまう、決議をしてしまうということは、ちょっと先ほど来からの説明からいいますと現在進行形でいいのではないかというふうに私は思うんですが、どういう内容か全く見えないものですから、私はそのように捉えています。で、一連の状況を見ますと、全て……、全てというのは申し訳ないんですが、先読みの状況であります。ですが、11月、12月に入って住民の方に、皆さんの方に説明をする際にも、こういう具体的な防災関係の問題の取扱いなどについては、新市になってこうしますということが明言できる中身は一つもないのではないのでしょうか。これでは、合併の成果というものを強調して、住民の理解と協力を得ていくというには私はほど遠い中身なのではないかなと。したがって、こういう問題についてはやっぱりこういう問題提起、いわゆる新市に移行した後でやるのと、新市までにやるという問題提起では違う訳ですから、この辺の取扱いは私は事務局で統一していただかなくてはならない。少なくとも、合併まで

の間にはこういうのをやりますということについては、この協議会に資料を最終的な案として明記をしてもらう。こういう約束を協議会の席上でできないのかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長 はい。そのとおりだろうと思います。事務局どうですか。

○濁沼事務局次長 今回の心配された点は、ここで方向性を出した部分と違う方向で具体的な内容が調整されるということではないかというようなことの危惧のようではありますが、今ここで皆様方にご議論いただいている部分については、これから具体的に進める方法をどういう方向に持っていったらいいのかという部分で、皆様方にこれから具体的に詰めていく方向をここでご議論いただくということでもあります。でありますから、この内容で当然よしとされた場合には、当然この内容に沿った方向で具体的な調整がなされるということでもあります。でありますから、別な言い方をしますと、ここでご議論いただいて決定された内容と違う方向で具体的な事務内容が調整されるということは基本的にはあり得ないだろうと思います。それから、調整された内容につきましては、先ほど言いましたようにその集約ができ次第、協議会の皆さん方にお示ししていくということでもあります。

○議長 千葉委員、いかがですか。はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 私も千葉委員と同意見で見ていたんですけれども、はっきり言うとこれは何を提案されているのか私分らないというのが実情なんです。当たり前のことです。こういう方法で調整するのが当たり前なんです。いちいちここで審議する内容ではないと思うんです。千葉委員が言われるように、やはり具体的なところが重要なのであって、ここに出されていることは当たり前のこと。それで、特にここで審議しなければいけないのはこういうことではなくて、やはり先ほど事務局の方からも出たように、宮城県沖地震が近年起こるという今状況にある訳ですね。で、消防署でも壊れそうで大変だという話が出たんですけれども、各地区の役場はもっと大変なんです。消防署だけではないんですよ、つぶれそうなのは。ですから、これはこの方法で議論してもらうんですけれども、一番関心のある問題だし、郡民の中でも合併したらだれがおれのことを助けに来てくれるのかと、実際どういうふうになるのかというやっぱり心配というのが非常に多いものですから、さらに具体化した中でご提案いただき、審議するべきだと考えます。

○議長 今、事務局と調整するため、ここで暫時休憩をさせて下さい。

午後3時28分 休憩

午後3時36分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、事務局の方から再度答弁いたさせます。

○濁沼事務局次長 それでは、今回提案いたしました新市の防災計画の部分だと思うんですが、これは既に先ほどご説明しましたように10町村で防災計画を持っております。ただ宮城県におきましても、来るであろう地震の対策も含めて、16年度に宮城県の防災計画が策定見直しされるようになります。その策定内容を、宮城県の防災計画が策定された後にその防災計画とマッチする新しい防災計画、これは策定せざるを得ないということで、この部分については新市において策定をします。ただ、それまでは10カ町村で持ってあります既存の防災計画、これは地域版みたいなものになるかと思いますが、新市移行時までにはそれを基本として、先ほど言いましたように宮城県の新たな防災計画が策定された時点で、新市の新しい確かな防災計画を策定をするということになります。

○議長　今、事務局から答弁いたしました。これでもなかなか委員の皆さんご納得していただけないかと思いますが、問題は今提案しておりますこの内容についてご了承賜りまして、この了承を賜った内容においてこれから調整をするということのようでございます。いずれこれらの詳細に調整された分野については、後日また委員の皆様方にお諮りをするというふうな方向でいかがでしょうか。ではまずこちら。

○佐藤幸生委員　それで、この防災関係事業についてでございますが、前回第5回だったでしょうか、住民のアンケート調査の結果、集計されたものを持っておられました。その中では、住民の皆さんが何にどれだけの関心を持っているかというような情報集計が12ページに載っておった訳です。その中で一番高いのが、この防災関係についてでございますが、防災関係は2番目に関心が高いんですね。それで、消防、防災、交通安全の体制充実及び施設整備ということが24.1%、2番目でございます。一番関心が持たれているのが地域内の身近な生活道路の整備、2番目が24.1%で消防、防災、交通安全の体制づくりに関心があるということで、今回この合併の将来計画について、やはり住民の皆さん方に、合併をいたしますれば要するに皆さんが一番心配されているこの防災の施策、そしてまた防災体制、消防の体制等について、安心のいただけるような具体的な計画というものははっきりとやはり明示をさせるべきだというふうに思います。で、見直しをするということでございますが、当然そういう方の整備はその町村によって3年に1回とか、それともあるいは10年に1回とかいろいろある訳でございますが、当面やはり栗原市構想の目玉としてこれだけは防災計画の中にぜひ取り入れておきたいというものをやはり具体的に明示して、住民に安心を与える方向性というものを明文化するべきではないかというふうに考えます。全体的にはこういうような新市移行後に調整すると、こういう形ですということではよろしいかと思うんですが、できるだけやはり目玉の、安心させるための一つは具体性が何かあってしかるべきではないかなというふうに感ずる訳でございますけれども、

○議長　ご意見ありがとうございます。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　事務局の言いたいことは分かるんですが、例えば今言われましたように県の16年度の見直しが終わってというのが新市の計画に入っていたけれど、それまでの間は今言ったように各町村のやつを合体をして最良のものを採用していくと。気持ちは分かるんですが、例えばいつまでもこの協議会がある訳ではありませんので、一定の時期になると住民説明会をしなくてはならない。その時に、今のような事務局の答弁で住民の皆さんが納得するなら私はいいいんですが、私は私の言っていることと同じことを住民の方は言われると思う。そのときに、10カ町村の首長さん方は今の程度の答弁をして住民が納得できるというふうに私はとても考えられないんです。そうしますと、ずっと詰めていきますと、遅くとも12月の最も早い時期に、急いでそういうある程度の問題点を整備をして、お示しをしていただかないとだめなのではないかなと私は思っているんです。そうしますと、この19号がここできょうは一つの議案として決定をしましたと。あとの細かい中身は後でという訳にはいかないのではないですかと。事務当局の方には申し訳ないですが、住民説明会の日程に載るよう、少なくとも素案を早く出してもらって、そして19号の最終、今日の協議会の決定は一時的な上げをして、その素案を出していただいて、そして住民の協力の上に決定をしていくというシステムの方が私は分かりやすいのではないかというふうに思うんですが、その事務の取扱い方について

ご見解をいただきたい。

○議長 佐藤委員と千葉委員から今質問がありました。このことについて、ひとつ事務局。

○濁沼事務局次長 これは何回も説明しております。新市移行時までに防災計画を持たないというのではなく、これは10カ町村で持っている既存のシステムをそのまま新市移行時までに継続していくということです。新たな新市における防災計画は今ご質問があったんですが、宮城県が16年度に策定をするということがはっきりしております。それを見定めて、それに合わせた防災計画を持つのが賢明だろうと。例えばそれよりも先んじて防災計画を持ったとしても、後から出てくる宮城県の防災計画とどのようにかみ合うのがまた問題になります。ただ、今持っている10カ町村の防災機能を捨てるという訳ではありません。それは全て新市に移行していくという部分で、極端な言い方をしますと今の防災体制がそのまま間違いなく新市に引き継ぐということになります。

それからもう一つは、これは四つ目の中でちょっとだけ説明させていただきます。防災行政無線については、これは各町村ごとに今その機能を持っております。防災計画を持たない町村は、郡内では金成町、それから志波姫町であります。防災広報無線ですね。これが新市において二つの町村も含めて体制を整備すると。そして、そのシステムの構築については、消防署の総合防災センター等が先ほど言いましたように見直しがされます。そこにも直結した部分でそういうシステムを、体制を作るという部分があります。逆に内容から言いますと、その部分だけでも間違いなく既存の10カ町村の防災体制よりも強化になるという感じがいたします。これ以上の部分を宮城県の防災計画見直し以前に手がけるということは非常に策定は難しいのではないかということで、新市に向け策定をするというような提案をさせていただいております。

○議長 会長からの調整案でございますが、確かに今ご意見等伺っておりますと、確かに詳細に明言できるようになってからこの項目については審議してもいいのではないかというふうなご意見もありました。事務局としては、それらについてはきょう提案しております内容をご可決賜って、その内容に従って詳細な計画を立てて、皆さん方に再度ご説明をし、明示していくということでございますが、このような調整の内容でいかがでしょうか。（「賛成」の声）よろしゅうございますか。（「はい」の声）大変申し訳ありませんが、それではこれは佐藤委員、それから千葉委員がおっしゃいますように、それから伊藤委員ですか、鶯沢町の、そのとおりであろうと思っておりますので、これは後日事務局から詳細に計画が出た際には再度また皆さんにお示しをいたしまして、そこでいろいろと審議をしていただくというような方向に持っていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、高橋委員。

○高橋光治委員 金成町の高橋です。

この消防防災関係の説明書を見ますと、特に防災行政無線、④の関係のところにも金成町と志波姫町がなしということで空白になってございます。それらを見ますと、新市で統合するということと、未設置地域については速やかに設置と、未設置というのは金成町と志波姫町というふう思うんですが、そうしますとこの合併後のシステムの統合、これは現在あるシステムを統合するという捉え方なのでありましようか。それとも現在の防災に見合う、これまでのような子機型拡声器ではないシステムの導入というものも検討の材料に入れた中で、未設置地域についても設置する方向での調整という考え方なのか。この点についてお伺いをいたします。

○議長 今の質問に対する答弁。

○濁沼事務局次長 お答えします。既存の8町村の現在のシステムは、メーカー等の違いもあり複雑であります。それから一番問題なのは若柳町、高清水町、一迫町については昭和50年代の設置施設であります。更新時期を迎えているということで、これも含めて新市においてシステム等を作ると。それから、例えば新市の置かれる庁舎、それから分庁舎、それから先ほど言いました消防関係の防災センター、それから各消防署の分署等ですね、これらをネットワーク化し、情報連絡システムを再構築するという部分があります。それから、既存の防災無線についてはアナログであります。これを当然デジタル化をして、システム構築をするという部分もあります。それからもう一つは、これは電波の使用の関係ですが、総合通信局の方の問題として、割当て周波数の問題等が基本的には1自治体一つということになっております。これらも含めて、新たに2町に設置をしながら8町村で持っている既存のシステムを再構築をし、運用していくという考え方であります。これらも含めてこの防災行政無線を検討するということになります。

○議長 はい、どうぞ。

○高橋光治委員 そうしますと、ただ今広域の方でも計画をしております防災センターの建設計画というのがあると思います。これらは、この防災関係システムの基本をなす、中心をなすというふうに私は思っているんです。ですから、この合併協議の計画と防災センターそのものの建設計画というのは、いわばどの地点で作るかとかそういうのが私ははっきりしないということで質問を申し上げているんですが、離れられない関係に私はあると。しかし、宮城県沖地震のようにすぐ来るであろうという、そういう恐怖感もあると。そういう意味では急がなければならないという、この二つの面がある訳です。そういう意味合いからして、整合性をとった中で4番のような何か分からないようなあれではなくて、逆に防災センターの建設などの部分は違うところで進めて、明確に④で盛り込むか⑤でか分かりませんけれども、そういうふうにするべき重要な内容ではないかと私は思うんですが、それらに対しては会長いかがですか。

○議長 確かに今高橋委員おっしゃいますように重要な問題でございます。ですから、いずれこの防災センターの建設、これも今広域行政の中でもいろいろと検討されておりますし、我々町村長の中でも検討いたしておまして、できるならば防災センター、いっぺん一番で合併特例債でも使って建設をしていってはどうかといったような今内容で検討をさせておる中身でございますので、最も重要な問題でございます。そういう点については、今後事務局からお話がありますように、答弁がありますように、今後の全体的な計画、これは後でその防災無線システムについても含めて皆さんにお諮りをしていくという方向でいかがでしょうか。そのような方向です。これから皆さんにお諮りしてまいります、間違いなく。そのような方向でご了承賜りたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

○議長 ありがとうございます。

それでは、この消防防災事業については、この協議提案しているとおり決定をしていきますが、詳細の旨、それから計画の旨、これは再度皆様方に提案いたしまして、検討願うというふうなことを条件として、この協議第19号については提案どおり決定していきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長　それでは、協議どおりご決定させて下さい。

協議第20号 建設計画事業について

○議長　それでは、続いて協議第20号 建設関係事業についてを協議議題に供します。

これも前回の委員会の際に説明をいたしております。ご意見等ございましたらお伺いいたします。

10項目にわたってここに掲げておりますので、事細かな内容等ご覧になったと思いますが……。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　①と④と⑨について、お尋ねをしていきます。

町村道については市道とし新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については新市において統一をすると、こういうことになっています。資料にありますように、1級、2級町道、そしてその他と、こういう分類になる訳ですが、この現在そういう三つにわたっている町村道については市道として引き継ぐんだと、これが大前提になっておりますが、合併後の、ちょっと踏み込んでお尋ねをします。現在の1級、2級、その他の町道を市道として引き継いだ後に、合併後にそこから振り落とされる部分があるのかないのか。何が問題で合併後の市道認定基準という文言が入ってきたのかですね。町村道については市道として新市で引き継ぐと、これだけで私は分かるのではないですか。これ以外に引き継ぐ方法は何かあるんですか。やっぱりこのところですね。合併後の云々というやつが、今現在私は余計なことだと、引き継ぐと謳って、それだけでいいのではないかというふうに思うんですが。あとは煮るか焼くかは新市の方で議論するだけの話でありまして、新市の基準に基づいて云々というやつは、私はこの協定の文言の中に入れるべきではないと思うんですが、どういう背景がこの中にあるのか。どういう経過を踏まえてこういう文言にならざるを得なかったのか、お聞かせいただきたい。

それから④の除雪、融雪事業についてであります。栗原郡800平方キロメートルですから、もう大変地域差がございます。なかなか雪を見ないで議論している状況下ではなくて、私の町の状況を申し上げますと、4段階、5段階ぐらいに積雪量が違ってきます。従って、私はこの除雪、融雪事業対策というのは、降雪地帯を中心とした対策を本気になって議論してもらわないと、融雪対策、除雪対策、ある時の笑い話ですが、もう少し経つと解けるから待っていなさいと、こういう笑えないような話が現実にあります。こういう除雪対策、融雪対策にならないように、私はこの除雪、融雪対策の重要性というもの強調していきたいと思うんです。したがって、ここで言う「基本方針を統一した上で」という文言になっています。これはどういうケースが想定されるためにこういう文言になったのか。私は雪の取扱いについてはそんなに、雪の降っているところと降らないところの意見の差はあったにしても、降雪地帯全体からいけばそんなに差異がないものだというふうに思うんですが、「基本方針を統一した上で」と、こう謳っていますが、ここまでに至る考え方についてお聞かせをいただきたい。

それから、⑨の公営住宅の老朽化に伴う云々というやつです。建て替えを含めた維持保全計画、これについては新市において策定をすると、こうなっています。栗駒町の場合は既にもうかなりの年月が経ちまして、前々から建て替えようという状況でありましたが、財政事情もこれあって、ようやく進行計画に載せる状況まで来たようです。そういう合併前の具体的な事業が踏み出したものについては、新市において査定するものでないということなのか、それも含めてまたがって実施するものについては査定の対象になるんですよということなのかどうか。これは町にとっても入っている人たちにとっても大変

重要なことでありまして、もう既に老朽化して床が落ちたりさまざまな状況があります関係から、ぜひその面での対応の方法についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長 3点について、明快な答弁をして下さい。

○濁沼事務局次長 一つは町道認定の関係であります。これは既に既存で10カ町村で町道認定されている路線については全て新市に引き継ぐということになります。ただ、認定基準の関係ですが、これは10カ町村によっていろいろ町道の認定基準の違いがあります。これは新市において一つの認定基準を策定して、これから新たに新市において町道認定をしていくものについては、一つの基準の中で対応していくという部分であります。（「引き継いだものを振り落とすことはないということですね」の声）ありません。いろいろな部分で町村議会の中で町道認定をされておりますから、それは全て新市に市道として引き継ぐ、新市が受けるということになります。ただ、新市において新たに市道認定をするものについては、そのために一つの基準を統一するということでもあります。

それから、除雪、融雪の関係であります。これも一つの除雪基準を各町村が定めております。鶯沢町を除いて9町村については、基本的には降雪量が10センチメートルを越えた場合に除雪をするという基準を持っております。ただ鶯沢町さんについては、7センチメートルという除雪基準を持っています。これらを統一するということでもあります。で、これも基本的な部分になりますが、これまで各自治体において除雪なり融雪されてきた内容、場所を新市においてやらないという部分ではありません。ただ、先ほど言いましたように、除雪の基準が町村によって違うということで、この基準を含めて10カ町村の中で統一をしていきます。それから具体的な内容については、地域地域の山手とか山沿いとか平坦とかありますから、そういう部分で地域性を考慮しながら対応をしていくということでもあります。

それから、公営住宅の関係であります。公営住宅については、非常に老朽化している公営住宅を持っている町村があります。これは、今の町村の中で改築、それから改善等をなされた場合にはそれも含めて新市で事業を継続していくということでもあります。それから、当然新市において改修、改善が必要とするというような公営住宅等については、新市の中で計画的に改修、改善をするということでもあります。

○議長 よろしゅうございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 それでは、①の関係ですね。私は今答弁をそのまま生かすとするならば、町村道については、市道として新市に引き継ぐ、ここまではいいと思います。今のお話を私なりに文章をまとめますと、合併後に新たに市道認定する場合の基準については、新市において統一をします。こういう文言の方が分かりやすいのではないのでしょうか。今の答弁の範囲で速記をしてみますと、これではないでしょうかね。字句の追加を含めて検討して考え方を示していただきたい。もう一回言います。合併後の新たな市道認定をする場合の基準については、新市において統一すると。この方が文章としてはだれが見ても新たに市道に認定をされるやつについては基準を作るんだなど。先ほど言ったように引き継いだ後にこれは1級から2級に下りたり、2級からその他に落とすというような状況ではないよと、そのまま引き継ぐんですよというのが大前提ですから、新たに認定する場合にはそういう理解で文言が整理をされるべきだというふうに私は思いますが、見解を求めておきたいと思います。

それから9番の町営住宅の関係です。そうしますと、進行計画によって合併前の作業については査定

基準外だという理解に立っていいのかどうかですね。少なくとも、合併した後の計画については査定の範ちゅうに入りますと。ということは、その場合は合併前から基本設計やそういうものをずっと進めていかなくはなりません。進めていったら、これを家賃にかけられたのでは現在入っている人も途中でどうにもなくなります。ですから、これはそのような理解なのか。あくまでも合併後の取扱い、あるいは合併前のそういう計画についても査定を受けるということなのか。その査定をする場合、だれがするのか。合併前の前後の基本計画や、そういうものを含むということになりますと、その査定は一体だれがやるのかということまで踏み込んで答えていただきたい。

○議長 はい、1点と2点。

○濁沼事務局次長 この1番目の町道認定の関係ですが、これは千葉委員さんが言われた内容と思いが全て同じであります。ただ、この文言の表現の仕方が違うという部分だけで、今委員さんが言われた内容と私どもが提案しております内容は同じであります。

それから公営住宅の関係ですが、これは先ほど言いましたように、合併前の自治体で計画を持っているものについては、新市の建設計画として、建設するかしないかも含めて新市の建設計画の中で検討されるものであらうと思います。

それから、だれがそれを査定するかと。これは新市移行後であれば当然新たな市の市長であります。新市移行前については、10町村の既存の首長さん方であるというふうに思います。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声）

今千葉委員がおっしゃったことについては、会議録にきちんと載っておりますので、そういう意味では統一でございますのでご了承下さい。

そのほか、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長 なければ、協議第20号については提案しているとおりの原案をもって決定させていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしの声があります。それでは、協議第20号 建設関係事業については原案どおり決定することにいたします。

協議第21号 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）について

○議長 続いて、協議第21号 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）についてを協議議題に供します。

これも大変長い序論と、それから概況でございますが、これらについては概略だけは説明いたしました。委員の皆様方はいろいろと内容等検討したのと思われるのですが、ご意見等ございましたら。前回も川のことについて確か瀬峰町さんの委員からご意見等がありました。その点についても含めて、事務局で検討した内容を後でまた答弁させますが、そのほかにごございませんでしょうか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 この文章のまず一つは、流れについてであります。この6月に仕上げました栗原地域合併将来構想、これに基づいて起案されたものというふうに私は読み取っているわけですが、「である調」から「ですます調」になっています、文章全体の流れが。したがって、まず一つはその「で

ある調」から「ですます調」になった経過ですね。どういう議論をしたためにそういう文言になっているのか、まず第1点。

それから、文章は大変中抜きしたようですね。大体この協議計画を使っているんですが、中抜きしています。したがって、文章の流れ全体が、何というんですか、誤解を招く文章がいっぱいあるのではないかと私はそう取らざるを得ません。そこで、その中で特徴的に出ているのが、基本構想の2ページで、行政基盤の強化、こちらの建設計画の資料によりますと、同じように読んで2ページの行政基盤の強化、このタイトルはまったく同じですが、基本構想の文章からは一つの同じところがなくなりました。全くこの数カ月の間に、この基本構想からこの合併の最大の課題であります行財政の基盤の強化の報告が全く入れ替わりました。どこで議論してこういう文章に、基本計画から全く入っていないんですよ。これは、私は議論するところがいっぱいあります。この文章全体の中で。ですから、基本構想にのっとっておりません、この文章。これがまず一つ、どういうことなのか。

それから、今度の10カ町村合併の目玉であります将来構想で示されております5番の広域的な施設の整備。これはやっぱり私は文言としては、項目としては、合併がなるがために非常に大事な項目。ところが、これが全く削除されました、今度の文章から。一言も入っていません。これは一体どういうことなのかですね。この財政基盤強化の項目の取扱いと、広域的施設の整備の文言、この経過については、私はこの基本構想で確認したことが一行も入っていないということは、私はおかしいと。そうすると、これは新たに議論をしなくてはならないのではないかというふうに思いますので、この辺の文言を削除した理由、全面修正したいきさつについて説明して下さい。

○議長 今の内容分かりますか。答弁して下さい。

○二階堂事務局次長 まず、「である調」から「ですます調」に変わったことについてお答えしたいと思います。建設計画ということで、言い切る部分ではなくてこのようにすると、しますというような考え方から、「ですます調」を使ったというものでございます。

次に、行財政基盤の強化について、全く文章が変わったといったことの質問でございましたが、この今回の提案の部分につきましては、この財政的に厳しいというものを謳った方がいいのではないかといったことで、このような表現をさせていただきました。余り具体的な数字を入れますと、数字にいわゆる複雑になってくるといったことで、このような財政が厳しい状況だといった中で行政基盤の強化が必要だというふうにまとめたものでございます。全体の文章がすっかり変わっているといったことでございますが、内容的には同じようなことということで、分科会・部会、幹事会、まちづくり検討委員会等で検討させていただいたものです。

その次に5番目の広域的な施設整備、将来構想で広域的な施設整備を謳っておいて、ここには載っていないということですが、これにつきましては、目次で第5章に広域的施設の適正配置と整備という章がございますので、こちらの方で謳うために今回のこの序論の部分では広域的な施設整備については除いたというものでございます。

○議長 はい、どうぞ。千葉委員。

○千葉伍郎委員 「ですます調」「である調」の関係は余り議論を、そういう趣旨だというならああ、そうですかということになるんですが、財政基盤の強化の問題とか、広域的な施設の整備、これは今度の合併の基本を示すものなんですよ。だから、基本構想の中で全体的に確認をして法定協に入

ってきた訳ですよ。これを全く文言を使わないというのは、これは余りにも……。先ほど言っているように、もう一回協議会で議論するんですか、そうすると文言を。説明を受けたこの文言が基本構想からすり替え…言葉が少し過ぎるかもしれませんが、すり替えているということがまかり通るんですか、これ。基本構想ですよ。私はこんな文章の採用というのはおかしいと思います。これは事務局の独断ですよ、これ。事務局、幹事会の独断です。だったら基本構想なんか作ることはない。こういう文章でしたら、私はこの財政基盤強化の問題、あるいは広域的な問題についても、もっともっと議論して文章を整備する必要が、特にこの広域的な整備の関係については、私は納得できない。合併があるからの話です。むだな同じようなものを建てないで、重点プロジェクトを吟味して施設整備をしていきますというのが合併の基本になるはずなんです。それが全然文言が別な章に持っていかれるということになって、建設計画の前段でこの文言がなくなってきてしまうというのは、第5章で扱おうがどこで扱おうが、これでは基本構想との基本姿勢の取扱いについてはもっと議論してもらわないと、私はこれは承諾できかねます。これは会長にお願い申し上げますが、この行政基盤強化のやつは一言も入っていませんからね。この議論を本気になってやるのであれば、別な時間を設けて下さい。

○議長 暫時休憩します。

午後4時10分 休憩

午後4時18分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

このことについて、事務局の方から説明をいたします。

千葉委員からのご意見はまことにその通りであろうというふうに思います。会長としてもその通りだなと思っています。いずれこのことについてはまた後で、後でよりも今すぐに検討させますが、そのほかに何か、千葉委員さんのご意見その通りです。そのほかにあと皆さん、何かありませんでしょうか、このことについて。はい、三浦委員。

○三浦徹也委員 これからこの序論からずっと17頁の表までずっと続いていくんだろうと思いますが、この中に地図がたくさん入ってまいります。栗原郡全体の地図。これは、地域の振興発展に大分関係があると思うんですが、この地図を見ても、現在行われている土建、国道4号のバイパスなんですが、4号線のこのバイパス、まだ完成はしていないんでしょうけれども、予定路線ぐらいは点線道路を入れていただければ、大変今後のいろいろな計画を立てる上で役立つのではないかと考えておる訳ですが、その辺いかがでしょうか。

○議長 そのご意見も、はい。今三浦委員からそのようなご意見がありました。その辺も含めてまた後で事務局の方で検討させます。そのほか、ございませんでしょうか。はい、それでは……。

○武田正道委員 私はまちづくり検討委員会の方に参加させていただいている高清水町の武田ですけれども、まず建設計画の件なんですけれども、確かにまちづくり委員会にご提案されたときも今ご指摘のところはございまして検討はいたしました。まちづくり検討委員会の委員の皆さん全員が推進協議会当時のメンバーという訳でもございませんし、一応資料としてはお配りはしておったのですが、熟読されていたかどうかということもありますのと、それからあと事務局の今の考えも分かりません。後の方で出てきますからという説明もあったかと思っておりますけれども、その中で、例えば結果的に提案されたものをいろいろ検討して、一般の方々なりのご意見を組み入れて提言を差し上げて、それ

をまた協議会の方に事務局の方で提案をされるという形のようなようです。それで、結果的には必ずしも事前の推進協議会のことが100%そのまま通るとも思えない。それはまた、例えばまた私たちのまちづくり検討委員会に来る前にもう一つ住民ワークショップというフィルターも通ってきていますから、それぞれの時点でのご意見が入っていますから、いわゆる100%推進協議会の当時の建設計画がいくかどうかというのは言えないと思います。しかも、なおここに提案されている訳ですから、最終結論でもございません。もしそこにも疑問があれば、最終的にはここでご議論をいただくという意味で事務局も提案されておりますので、もしやっぱり不都合があればどんどんご意見を出していただいて、修正案なりを出していただいて決めていけばいいのではないかと思います。経過説明よりもむしろやっぱりご提案があれば皆さんでご提案をして、お諮りして、結論を出していくという作業を進めないと、やはり相当な時間がかかってしまうというふうになると思いますので、そのように進めさせていただくのかなと思いました。

○議長 ご意見ありがとうございます。それらを含めて、それでは事務局の方から今後の内容、この建設計画の序論なり新市の概況等について、考えをひとつ述べて下さい。

○鈴木事務局長 この新市建設計画のスタンスといいますか、これは多分冒頭の会議の方で申し上げたかとは思いますが、基本的には推進協議会時代の将来構想を基本として、その後そのいろいろな住民の方々のご意見を拝聴しながら作り上げていくということで、ご説明したかと思えます。

今、武田委員さんの方からお話がありましたとおり、そういう経過を踏まえて今回こういう文言で第1章、第2章の部分についてご提案をしたところでございまして、その点で例えば表現の不適切さであるとか、例えば足りない部分であるとか、そういった部分、ご提案いただければそういったものも入れながら、よりよい計画を策定していきたいというふうに考えておりますし、今回のこの提案、一つの決定という部分ではなく、今後4章、5章、6章まで、全体出てまいります。そうすると、当然その前の表現と後ろ側の部分の整合性等々のこともありますので、その辺を踏まえて我々も提案してまいりますので、今後ご提案いただきながら、私からこういう言い方もないかもしれませんが、6章まで継続してトータルでこの建設計画を皆さん方で作り上げていければなというふうに思っております。

○議長 今事務局の答弁がありました。これらを踏まえて会長の考えを申し上げて、皆さんのご賛同が得られればお願いしたいと思いますが、今千葉委員、それから三浦委員、それから武田委員からも提案がございました。三浦委員からご提案されました4号線のバイパスの計画線、これも今決定されたのかどうか、本決定されてあるとありますがこれに入れられるのかどうか、事務局で県とよく協議をさせます、こういう点についても。

それから、千葉委員からおっしゃられたような内容、それから武田委員さんもおっしゃられましたが、これも住民ワークショップ、まちづくり検討委員会、最終的にはこれはその皆様のご意見を入れて、決定権はやはりどちらかといいますとこの協議会でもって決定するのが最終段階であろうと思いますので、そういう方々からのご意見を入れて作ったものが、最終的には協議会で決定をするという段階になると思います。

そういうことで、この今提案しております新市建設計画の内容、再度事務局に検討させまして、継続審議をしていただいて、また再度これを提案していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、佐々木さん。

○佐々木幸男委員 先ほど会長の方からこの序論について、先般の説明の中で私もお聞きしたんですが、それは今後検討していった考え方を示すというようなことであったようであります。今事務局の方から、委員の皆様の助言をいただきながら軌道修正をしてみたいというふうな答弁があったわけではありますが、なお確認でありますけれども、この栗原地域10カ町村の町村合併、これは新設合併であります。これは決まっている訳であります、新設合併をするというふうなことで、この序論についてはその合併する地域の概況を説明する文言なんではあります、先般もお話したように、瀬峰町、高清水町はこの迫川水系から外れている。そういった意味合いからすれば、10カ町村が合併したというふうなことを、これを文言からは全然連想できない訳ですよ。そういったことを踏まえて軌道修正をなされるというふうなことで、次回にまた出すというふうなことでございますが、その辺、瀬峰町、高清水町の水系を連想させるような文言の導入を要請しておきたい。以上であります。

○議長 佐々木委員から今お話がありましたこと、これも検討させます。

それでは、今会長から申し上げましたように、継続審議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 よろしゅうございますか。はい、高橋委員。

○高橋光治委員 私は、序論の関係で「はじめに」とあるんですが、これまでの考え方の中でこの1ページ2と振っているところの「はじめに」の下から5行目なんです、この地域は宮城県の北玄関としての役割も課題になってきますと、こういう捉え方でやっているようです。私は、確かに宮城県という小さい中から見れば我が金成町、そして栗原は北の玄関口だと思うんですが、隣の県、小さなところから言わせると、東北3県が連携すると、こういうぐらいの連携のもう構想なんですよ。そうすると、一番最初に栗原地域は東北地方の骨格をなすという、奥羽山脈からうたっている訳です。こういう設定になっていけば、我が金成町、栗原郡は東北北3県の南玄関口だという捉え方を、ぜひ私は構想として持って欲しい。なぜ北なんですか。県連携を考えている自治体が、我が金成町の北には3県ぐらいあるんですよ。そうした中からすると、そういう広域、県連携を考えているところの玄関口は、4号線を持っている、インターチェンジを持っている、東北新幹線が走っている、我が栗原郡、金成町が南の玄関口ではありませんか。そういう捉え方をしていくならば、我が金成町は本当に玄関口ですからですね、合併をされた時に、今回も出していますけれども4号線だけではなくて、山形東ルートといいますかね、第二の東北横断道の建設が金成町のインターチェンジに入ってくるような、そういう壮大な構想をぜひ持っていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 はい、分かりました。構想としては認めます。

それでは、今会長から申し上げましたように、いろいろとご意見がありました。これは今後事務局に検討させまして、再度提案して継続で審議をしていくということで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、以上のとおり決定させて下さい。

それでは、協議第21号 新市建設計画(第1章序論 第2章新市の概況)については継続審議とさせていただきます。

6. 提案事項

○議長 続いて、今度は6の提案事項に入ります。

協議第22号 上水道事業について

協議第23号 下水道事業について

○議長 協議第22号 上水道事業について、それから協議第23号 下水道事業について、提案事項でございますので、一括議題としてまいりたいと思います。

内容の説明を事務局の方からさせます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第22号をご説明いたします。

協議第22号

上水道事業について

上水道事業について、次のとおり提案する。

平成15年10月30日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

上水道事業について

①といたしまして、上水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

②といたしまして、簡易水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

三つ目としまして、水道使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

④であります。水道加入金については、次の表のとおり合併時まで調整する。

メーターの口径13ミリについては、加入金の額25,000円。20ミリについては、加入金の額5,000円。25ミリについては、加入金の額80,000円。30ミリについては、加入金の額120,000円。40ミリについては220,000円、50ミリについては800,000円、75ミリについては1,500,000円、100ミリ以上については市長が別に定める。

⑤としまして、手数料については、栗駒町の例により合併時まで調整する。という内容になっております。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページは、上水道専門部会、上水道分科会で意見調整されました内容と、郡内町村の上水道事業と簡易水道事業の事業概要であります。

上水道事業は、築館町外4町で事業実施されており、給水人口は5万2,076人、普及率は5町で94.4%となっております。その中で事業認可の一番古い町は高清水町の昭和60年、新しいのが瀬峰町の平成12年となっております。

また、簡易水道事業は栗駒町外5町村で実施されております。それらの給水区域は小規模水道等と合わせまして22区域となっております。給水人口は2万6,274人、普及率は6町で89%となっております。栗駒町のみが上水道事業と簡易水道事業の2事業を併設しております。事業認可の一番古い

町は花山村温湯地域の昭和41年、新しいのが金成町赤児の平成15年となっております。

2ページをお開き願います。

2ページは、上水道事業、簡易水道事業の料金体系を町村ごとに比較、対比したものであります。それぞれの料金体系を分類いたしますと、三つのタイプに分けられます。一つ目は、築館町、志波姫町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、花山村の7町村で採用しております、用途別の一定水量で基本料金を定め、それに超過料金を加えていく方法であります。二つ目は、若柳町、瀬峰町で採用しております口径別に基本料金を定め、それに超過料金を加えていく方法であります。三つ目は、栗駒町で採用しております水量に関係なく家事用、事業用に分け、基本料金を定め、それに超過料金を加えていく方法であります。この3通りがあります。

これをより具体的に対比したものが4ページの表であります。4ページをお開き願います。

右欄は一般家庭で一番使用されております家事用口径20ミリの水道料金を表したものであります。中欄の使用水量20立方メートルを例にとりまして説明いたします。上水道、簡易水道合わせて料金が一番低い町村は花山村の2,520円、一番高い町が瀬峰町の6,660円となっております。この料金格差は、2.6倍となっております。上水道だけの対比にしますと、一番低いのが築館町の4,063円、瀬峰町との料金格差は1.6倍となります。また、簡易水道料金に対比しますと一番低いのが花山村であります。一番高い町が高清水町の5,770円であり、料金格差は2.3倍となっております。このように、10町村の現行水道料金は余りにも格差があり過ぎるため、料金体系については当分の間現行どおりとし、新市において段階的な料金是正をすることが望ましいとした理由であります。

3ページは、年間の使用料であります。若柳町と瀬峰町の2町が水道基本料金の中に含めていることから、水道使用料金と合わせ、新市において調整することといたしました。

5ページは、水道加入金の町村比較表であります。

口径30ミリまでは、郡内で一番額の低い栗駒町の金額で調整したものであります。口径100ミリ以上につきましては、企業の工場等に絡むものであり、市長が別に定めることといたしました。

6ページに入っております。

6ページは手数料の比較であります。この手数料は水道工事業者が町に支払う料金であります。

7ページは平成14年度の公営企業決算状況を参考的に添付したものであります。

以上で協議第22号の説明を終わります。

それでは、引き続き協議第23号 下水道事業についてご説明いたします。

下水道事業について

1. 下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。

二つ目としまして、公共下水道事業であります。

(1)としまして、維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。

二つ目としまして、町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

三つ目としまして、受益者負担金(分担金)の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。

四つ目であります。使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。

三つ目であります。合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。

四つ目としまして、排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鶯沢町の例により合併時まで調整する。

「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。

五つ目としまして、農業集落排水事業であります。

(1)として、施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。

二つ目としまして、受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。という内容のものであります。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページは、上下水道専門部会、下水道分科会で意見調整されました内容と、10町村の下水道事業計画、公共下水道事業の維持管理状況であります。

公共下水道事業計画は、10町村全てで策定し終えております。高清水町につきましては、合併処理浄化槽該当なしとなっておりますが、合併処理浄化槽を設置するためには排水処理基本計画を立てなければならないことになっております。高清水町はこの計画を立てていないということから、該当なしとなっております。16年度前には計画策定をお願いすることとなります。

農業集落排水事業計画は、築館町外4町が策定済みであり、事業は一迫町、金成町等で事業実施中であります。

下段は、公共下水道の維持管理状況であります。

2ページをお開き願います。

2ページは公共下水道の維持管理体系の状況であります。受益者負担金（分担金）ですが、最高限度額を含め現況金額の一番高い所が栗駒町の350,000円、低い町が一迫町、志波姫町の150,000円となっております。調整内容は、金成町の200,000円とするをいたしておりますが、調整金額より低い一迫町、志波姫町については、新市において段階的に引き上げ調整するものとしております。また、築館町、若柳町、栗駒町、鶯沢町の4町が採用しております地積割については、廃止をすることといたしております。

次に、使用料でございます。

使用料は、平均的な高清水町の例により調整することといたします。

2ページ下段、3の合併処理浄化槽整備事業ですが、この設置方法には3通りの方法があります。個人が設置する浄化槽設置に係る設置補助金制度は、築館町外5町村で実施しております。また、町村が事業主体となって実施いたします厚生労働省補助の浄化槽市町村整備推進事業は、栗駒町、一迫町の2町が実施をしております。また、総務省での個別の排水処理施設整備事業は、鶯沢町のみが事業実施しております。このような町村の事業政策の方法の違いにより、町の補助金や個人負担金の額が違うことから、新市において調整することといたしました。

次に、3頁の4 排水設備助成のうちの2 私道内排水設備設置補助につきましては鶯沢町のとおり、
3 水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給につきましては、一番条件のよい瀬峰町の例により、
4 生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助については築館町の例により調整することといたしました。

次に4ページをお開きください。

若柳町ほか3町で実施いたしております農業集落排水事業の受益者負担金、使用料につきましては、公共下水道の受益者負担金の額である1戸当たり200,000円と同額といたし、新市において段階的に引き上げ調整することといたしました。

以上で協議第23号の説明を終わります。

○議長 ただ今上水道事業と下水道事業について、次回の協議会で検討する内容を説明をいたしました。大変細かい点までありますので、今日はこの程度の説明で、各委員の方々に次回の協議会までに検討していただくことで、今日は終了したいと思いますがいかがでしょうか。

(「よし」の声)

よろしゅうございますか。はい。では、ありがとうございました。

以上のとおり、協議第23号については次回協議会でご協議を頂くこととします。

続いて7 その他について事務局。

○阿部事務局次長 それでは協議第17号 消防団の取扱いについて、花山村の佐藤委員さんからご質問のあった件につきまして、確認ができましたのでご報告いたします。

結果としては資料のとおりでございました。ただ、佐藤委員さんご指摘のとおり花山村さんの小型機関員そのものの定義が条例として定められておりませんので、自動車機関員として総称されておるということでございます。従いまして自動車機関員のみ報酬が示されているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あわせて、お手元の資料に新市の名称募集の中間結果報告がございます。あしたまでの締め切りとなつてございまして、現在1,014件の応募がございます。ご覧頂きたいと思います。

それから連絡事項でございますが、次回第7回の合併協議会は11月13日の木曜日、午後2時から花山村役場庁舎の隣にございます石楠花センターというところで開催いたします。おつて会場の地図等をご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

もう1点でございます。先進地視察の打ち合わせ、11月の17～18日の山梨県南アルプス市の視察につきまして、委員さん方23名お出でいただくこととなっておりますが、その事前打ち合わせを行いたいと思いますので、協議会終了後この会場の後ろの方で打ち合わせを行いますので、よろしく願いいたします。

8. 閉 会

○阿部事務局次長 それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いします。

○千葉副会長 第6回の合併協議会、長時間にわたりまして熱心なご討議を頂きまして、心から感謝申し上げます。休憩時間に「副会長の閉会のあいさつは長い。もう少し簡潔に。」と言われました。これで終わりにしたいなと思いますが、きょうは金成町の委員さんから合併協議を進める我々に、もう少し大きい、グローバルな考え方を、目の覚めるようなすばらしいご提案をいただきました。これは、継続審議となっております構想の中に十分反映されるものと思っております。

本日はどうもご苦労さまでございました。

午後4時48分閉会